

令和4年4月8日（金）午前9時30分より、4月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

- 議題
- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）
 - 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
 - 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
 - 議案第5号 あっせん申し出について
 - 議案第6号 大刀洗町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の改正について
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
 - 報告第2号 農地改良行為届について
 - その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和4年5月10日（火） 午前9時30分より

- 【出席委員】
- | | | | |
|----------|-----------|----------|----------|
| 1番 森田和範 | 2番 棚町泰 | 3番 平田信継 | 4番 實藤正敏 |
| 5番 白石和雄 | 6番 久保満 | 7番 井手国春 | 8番 矢野等司 |
| 9番 佐田敏弘 | 10番 樋口安子 | 11番 柳繁彰 | |
| 12番 秋吉馨 | 13番 花田由美子 | 14番 渡邊芳治 | |
| 16番 黒岩末義 | 17番 平田利雄 | 18番 河野政之 | 19番 松本清美 |
- 【欠席委員】 15番 山見良一

事務局 矢永 孝治 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は16番、17番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名16番、17番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第 4 号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第 5 号 あっせん申し出について

議案第 6 号 大刀洗町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の改正について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について

報告第 2 号 農地改良行為届について

その他

議長 柳 それでは、議案第 1 号 1 番の説明をお願いします。

<事務局 議案第 1 号 農地法第 5 条 1 番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天駐車場・倉庫になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の準住居地域で第 3 種農地判断となります。隣接のお寺が駐車場の拡張と既存の倉庫を利用する計画です。雨水は既設の排水枒から西側の既存の水路に放流される計画です。給水なしで汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては既設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。倉庫の中には仏具等を収納する計画となっています。なお、倉庫は無許可で建てられていたため、始末書付きとなっております。内容としては、農地法の手続きが必要となるとは知らずに、隣接農地の耕作のために農機具を収納する倉庫を 20 年程前に建て、通路を設置してしまっていたというものです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんは本日お休みということで何かあるとの意見は特に聞いておりません。皆さんから何か質問等あればお願いします。ありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第 2 号 1 番の説明をお願いします。

<事務局 議案第 2 号 農地法第 4 条 1 番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天駐車場としての敷地拡張になります。

申請地は、駅から 300m 以内に位置する農地であるため、第 3 種農地判断となります。農振除外がなされた案件で、隣接宅地のアパートが申請地の一部にかかっていたり、一部は駐車場として利用されていたため、始末書付きとなっております。雨水は東側に U 字側溝を新設し、東側の既存水路に放流する計画です。被害防除措置としては既設のコンクリートブロック 2 段を利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。始末書の内容としては、平成 7 年にアパートを建築する際に、亡き父が建物と駐車場を整備してしまったとのことです。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。平成 7 年に建築されたという

ことですが、建設する人が引っかかっているとかないか分らなかったのでしょうか。図面を見れば分かるのでは。自分で建てているのであれば分からないかもしれませんが建築会社に依頼すれば農地法のことには分かるのでは。

事務局 野口 平成7年の時の話なので詳しいことは分かりません。

議長 柳 建築業者に農地法を説明する機会があれば是非説明をしていただきたい。農地部分に建物がかかっていたというケースがよくある。

10番 樋口委員 大体建築許可を取っているのでは、見に来るはず。図面通りできてなければ本来はストップがかかるはず。その時見逃されたかもしれないね。うちの場合は図面をもって見に来た。なってしまっていることはどうしようもないけど。

議長 柳 建設課も確認をすると思うんですけどね。

2番 棚町委員 建設課も全部を確認する訳ではないと思います。申請があったものはするでしょうが、特に個人用住宅なんかはチェックしないんじゃないかと。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第3号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田5筆8, 196㎡、畑14筆6, 906.28㎡の贈与になります。父から子に生前一括贈与をされるもので、他市町村の所有地も同様に贈与されています。

議長 柳 ●●委員に申し上げます。議事参与の不可ということになります。本人に関することとなりますので、農業委員会法第31条及び町規則第10条の規定により退室をお願いします。

(●●委員退室)

議長 柳 皆さんからご意見ご質問はありませんか。事務局は確認をしとって。生前贈与になっているから贈与税の猶予をすることになると思います。そうすると農地を動かすことができなくなります。後から大変なことになる可能性があるのです。

事務局 辻 その点については申請者によくよく確認をしています。

議長 柳 生前一括贈与について知らない人も多いと思いますので事務局説明してください。

事務局 辻 生前一括贈与では所有する全ての農地を後継者に一括して贈与することで、贈与税や相続税の猶予が受けられるものになりますが、今後後継者がずっと耕作し続けなければならなくなり、贈与者が亡くなる前に、もしうっかり農地を転用や売買してしまうと猶予が打ち切れ、過去の分が一気に課税されてしまい、多額の利子が付いてしまう可能性があります。また、後継者は担い手に限られるなどの要件があり、誰もが受けられるわけでもありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当

となりました。

(●●委員入室)

議長 柳 生前一括贈与の申請については許可相当の判断となりました。
続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については田1筆948㎡、畑1筆242㎡の売買で82万円になります。
2番については田1筆3,935㎡の売買で204万円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。
全員賛成で許可相当となりました。
続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については①5,526㎡の田②4,242㎡の田③3,507㎡の田の3筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は平田委員と渡邊委員の2名をお願いします。
続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 議案第6号 大刀洗町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の改正についての説明>

事務局 野口 押印廃止による見直しにより、農地利用最適化推進委員の推薦及び応募様式の押印を廃止するため、規則を改正するものです。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。規則の改正に賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成となりました。
続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。
続きまして、報告第2号の説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 農地改良行為届について説明>

議長 柳 以上のように改良行為がっておりますので、担当委員は確認をお願いします。
それではこれで全ての議事の審議を終わります。